許　可　申　請　書

令和　　　年　　　月　　　日

　国土交通省　四国地方整備局長 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　住 所

　　氏 名

　土器川の河道内樹木を下記により伐採したいので、河川法第２５条（樹木採取）に基づき承認を申請します。

記

１．伐採木の使用目的

２．伐採する地区及び区画　（　　　　　　　）地区（　　　　　　　）区画

３．作業の方法　　「使用機材など」

（記入例：伐採機械（チェンソー、なた、草刈機など）搬出方法（軽トラックなど））

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

**申請・実施にあたっての条件**

　１．作業に伴い自己及び第三者に生じた障害、損害については申請者の負担とする。

　２．設置した仮設物が洪水時に支障があるとき、又は河川管理者の指示があったときは、直ちに撤去する。出水等により伐採箇所が冠水する恐れがある場合は作業を行わない。

　３．河川管理施設を損傷しないように注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧する。

　４．自動車の乗り入れは河川管理者の指示に従う。

　５．ゴミ等は出さないものとし、使用後の片付け、清掃は入念に行い河川美化に努める。

　６．枝を引き取らない場合は河川管理者の指示に従い集積する。

　７．伐採箇所以外の民地、占用地には立ち入らない。

　８．決定した区画以外の樹木は伐採しない。野鳥の巣、貴重な動植物と思われるものが見つ　　　　かった場合は、速やかに河川管理者に連絡する。

　９．承認された以降に、申請者に河川法に抵触する行為があった場合等には伐採資格が取り　　　　消される場合がある。伐採のためにそれまでに生じた費用は申請者が負担する。